平成２３年（フ）第１０７３号
横浜市栄区東上郷町49番27号
債務者　上野　友美（旧姓猪股）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８３号
横浜市磯子区中原１丁目４番２―205号
債務者　齋藤　　明
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８４号
横浜市磯子区中原１丁目４番２―205号
債務者　齋藤　和子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２０号
横浜市磯子区森１丁目15番12―817号
債務者　三重美和子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１６号
神奈川県大和市大和東１丁目10番12号　中喜マンション202号
債務者　中村　達巳
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１７号
神奈川県大和市大和東１丁目10番12号　中喜マンション202号
債務者　中村　芳子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１８号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目24番30号　グリーンハウス203号室
債務者　猪野　博美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２７号
横浜市旭区上白根１丁目５番７―717号
債務者　高橋日出子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４９号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目６番20―102号
債務者　志田　友治
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２９号
神奈川県藤沢市大鋸２丁目３番７―105号
債務者　森田シズエ
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３３号
神奈川県大和市中央２丁目12番10号　Ｙ’ＳＹＡＭＡＴＯ401号
債務者　李　　姫京
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３号
栃木県宇都宮市菊水町２番５号　ハイムフロイデⅠ―202号室、前住所栃木県小山市若木町３丁目20番26号　メゾンド八重101
債務者　小倉久美子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５１号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原694番地　プライムコートＢ201
債務者　沼尾　忠勝
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５２号
栃木県那須塩原市南郷屋１丁目106番地10　大塚ハイツ102号
債務者　後**藤**　まゆ
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５３号
栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目18番７号
債務者　大橋　　譲
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４５号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1061　県営稲村住宅５―21号、前住所栃木県那須塩原市埼玉３番地580
債務者　中田　　數
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係